地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

日本薬剤師会を通じて厚生労働省より「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」周知依頼が参りました。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知をお願いいたします。



日薬情発第81号令和7年8月21日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会 副会長 渡邊 大記

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

昨年末(令和6年12月26日)に医療機関・薬局における電子処方箋システムの 点検が指示され、併せて本年夏を目途に電子処方箋管理サービスのシステム改修を する旨の方向性が示されました。この度、当該改修が完了し令和7年8月28日にダ ミーコードでの医薬品や特定器材の登録ができなくなります。

新規医薬品の医薬品マスタ収載が間に合わずに電子処方箋で利用可能なコード (Y J コード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コード)で登録ができない場合等は、医療機関は紙の処方箋を発行することになります。

また、「電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について」は本会からも令和6年12月20日日薬情発153号、令和7年2月5日日薬情発181号にてご案内しておりますが、令和7年8月14日時点で点検報告を行っている薬局は電子処方箋利用参加薬局リストの87%となっております。

電子処方箋の応需にはこの点検報告が必要になりますので、電子処方箋を導入しているものの未だ点検報告が完了していない薬局においては、患者安全の観点からもご対応のほど、よろしくお願いいたします。

会務ご多用のところ誠に恐れ入りますが、貴会会員にご周知下さるようお願い申 し上げます。

事 務 連 絡 令和7年8月21日

別記関係団体 御中

厚生労働省医薬局総務課

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について

標記について、各都道府県等宛て、別添写しのとおり通知しましたので、御了知の上、関係者へ周知いただくようお願いいたします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

一般社団法人 国立大学附属病院長会議

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 全国公私病院連盟

社会福祉法人 恩賜財団済生会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本保険薬局協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本薬局協励会

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課

医薬総発 0821 第 1 号 令和 7 年 8 月 21 日

番 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局)宛て

厚生労働省医薬局総務課長(公印省略)

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について」(令和6年12月26日医薬総発)において、医療機関及び薬局並びにシステムベンダーの皆様宛へ導入する電子処方箋システムに関する点検報告及び電子処方箋の適切な運用をご依頼したところです。

急な対応の依頼にも関わらず、点検・対応にご協力をいただき、関係 者の皆様には心より御礼申し上げます。

この間、厚生労働省としても医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進めるため、削除された一般名コードに対する対応や電子処方箋管理サービスにおけるYJコード・レセプト電算処理システム用コードの廃止年月日の調整等ダミーコードの発生低減の取組等を行ってまいりました。更に、「電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される」事案の主な原因であったダミーコードについて、患者の健康被害を防ぐため、令和7年8月28日に電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を行うこととしました。医薬品や特定器材のダミーコードが電子処方箋管理サービスに登録できなくなることを踏まえ、当分の間、同日以降の「電子処方箋システムー斉点検を踏まえた対応について」においてお示ししてきた電子処方箋の運用については、

下記のとおりご対応いただけますようお願いします。

貴職におかれては、これらを御了知の上、貴管下の医療機関・薬局等 に対し、本通知の周知をお願いします。

記

- 1. 医療機関・薬局においては、患者の健康被害を防ぐため、医薬品マスタ・特定器材マスタ(以下「医薬品等マスタ」という。)の設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。
 - ※既に点検報告を行い、厚生労働省ホームページに掲載されている 場合は再度の点検報告は不要。
 - ※医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内については、令和 7年8月21日に再周知。
- 2. 医療機関においては、以下について対応をいただきたいこと。
 - ・以下の場合にあっては、紙の処方箋を発行する。
 - 医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード (Y J コード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。以下同じ。)等の設定について厚生労働省への点検報告を完了していない場合
 - 処方する医薬品・特定器材に対応するコードが設定されていない等の理由により、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できない場合
 - ・電子処方箋の発行が可能な状態(医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード等について、システムベンダーとも確認し、 厚生労働省への点検報告を完了)で、患者が電子処方箋の発行を 希望する場合においても、以下の対応を行う。
 - -以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処方 内容(控え)を患者に交付する。
 - ▶ 調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合
 - ▶ 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局(点検報告 未完了)での調剤を希望する場合

- -以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。
 - ▶ 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表 されている薬局(点検報告完了)であることを確認した場合 (注)医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようにすること。
- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容(控え)の内容の差異等がないか、適時確認を行う。
- ・院内処方時(紙の処方箋を発行しない場合)等に、電子処方箋管理 サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、シス テムベンダーに速やかに確認の上、自医療機関において適切なコ ード等が設定され次第、登録を行う。
- 3. 薬局においては、以下について対応をいただきたいこと。
 - ・医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード等の設定についてシステムベンダーとも確認する。
 - ・医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品・特 定器材の確認を実施する。
 - ・電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療 機関が厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みの医 療機関であることを確認する。
 - ・電子処方箋を応需した場合には、処方内容(控え)又は送付された 医薬品・特定器材のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を 行う。点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対し ては、処方内容(控え)が患者に交付されていないことがあること に留意する。
 - ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容(控え)の内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋発行元医療機関への連絡を行う。
 - ・調剤時に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定器 材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自薬 局において適切なコードが設定された次第、登録を行う。
- 4. 上記の対応については、厚生労働省・実施機関(社会保険診療報酬 支払基金・国民健康保険中央会)により適時モニタリングをした上 で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことについ

てご留意いただきたいこと。

5. 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただきたいこと。また、別途厚生労働省から配布する医薬品コード等に関連するインシデント事例等を参考に防止対策を実施していただきたいこと。

以上

【別添資料等】

- ・別添:ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修前後における対応 新旧対照表
- ・点検報告完了医療機関・薬局リスト掲載ページ(電子処方せん対応 の医療機関・薬局についてのお知らせ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen taioushisetsu.html

・システム事業者の対応状況掲載ページ(システム事業者の電子処方 箋対応状況について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen vendor 00001.html

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修前後における対応 新旧対照表

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について(新)

- (新) 電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について(旧)
- 1. 医療機関・薬局においては、<u>患者の健康被害を防ぐため、医薬品マスタ・特定器材マスタ(以下「医薬品等マスタ」という。)</u>の設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。
 - ※既に点検報告を行い、厚生労働省ホームページに掲載されている 場合は再度の点検報告は不要。
 - ※医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内については、令和 7年8月21日に再周知。
- 2. 医療機関においては、以下について対応をいただきたいこと。 ・以下の場合にあっては、紙の処方箋を発行する。

-<u>医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード(Y J コード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。</u> 以下同じ。)等の設定について厚生労働省への点検報告を完了し

1. 医療機関・薬局においては、<u>医薬品のマスタ</u>の設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。

- 2. 医療機関においては、以下について対応をいただきたいこと。
 - ・国において電子処方箋管理サービスの改修等が行われるまでの当分の間は、医師の処方意図と異なる医薬品の処方を防止するための安全対策を優先し、以下の場合を除き、紙の処方箋を発行する。
 - -<u>電子処方箋の発行が可能となるのは、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コード(※)の設定やダミーコードを</u> 使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシス

ていない場合

- -<u>処方する医薬品・特定器材に対応するコードが設定されていない等の理由により、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できない場合</u>
- ・電子処方箋の発行が可能な状態<u>(医薬品等マスタにおける電子処</u>方箋に用いるコード等について、システムベンダーとも確認し、 厚生労働省への点検報告を完了)で、患者が電子処方箋の発行を 希望する場合においても、以下の対応を行う。
- -以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処 方内容(控え)を患者に交付する。
- ▶ 調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合
- ▶ 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局(点検報告未完了)での調剤を希望する場合
- -以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。
- ▶ 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局(点検報告完了)であることを確認した場合
- (注) <u>医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようにするこ</u>
- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容(控え)の 内容の差異等がないか、適時確認を行う。

<u>テムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了し</u>た場合のみとする。

- ・電子処方箋の発行が可能な状態で、患者が電子処方箋の発行を希望する場合においても、以下の対応を行う。
- -以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処 方内容(控え)を患者に交付する。
- ▶ 調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合
- ▶ 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局(点検報告未完了)での調剤を希望する場合
- -以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。
- ▶ 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局(点検報告完了)であることを確認した場合
- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容(控え)の 内容の差異等がないか、適時確認を行う。
- (※) Y J コード、レセプト電算処理コード、一般名コード
- (注1) 電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しない ようにすること。

- ・院内処方時(紙の処方箋を発行しない場合)等に、電子処方箋管 理サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、シ ステムベンダーに速やかに確認の上、自医療機関において適切な コード等が設定され次第、登録を行う。
- 3. 薬局においては、以下について対応をいただきたいこと。
 - ・<u>医薬品等マスタ</u>における電子処方箋に用いる<u>コード等の設定</u>についてシステムベンダーとも確認する。
 - ・医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品<u>・特</u> 定器材の確認を実施する。
 - ・電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療 機関が厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みの医療 機関であることを確認する。
 - ・電子処方箋を応需した場合には、処方内容(控え)又は送付された医薬品・特定器材のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を行う。点検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処方内容(控え)が患者に交付されていないことがあることに留意する。

- (注2) 医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようにすること。
- (注3) なお、電子処方箋管理サービスにおける改修を含む防止策の 速やかな着手及び医薬品のダミーコードを含めた仕組みのあ り方について検討を進める。

(新設)

- 3. 薬局においては、以下について対応をいただきたいこと。
 - ・医師の処方意図と異なる医薬品の表示を防ぐ観点から、医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コード(※)の設定等についてシステムベンダーとも確認し、かつ、ダミーコードを特定の医薬品に設定しないようにする。
 - ・医療機関での紙の処方箋の発行に対応した処方箋上の医薬品の確認を実施する。
 - ・電子処方箋を応需する場合には、当該電子処方箋を発行する医療 機関が厚生労働省ホームページで公表している点検報告済みの医 療機関であることを確認する。
 - ・電子処方箋を応需した場合には、処方内容(控え)又は送付され た医薬品のテキスト情報を合わせて確認のうえ、調剤を行う。点 検報告が完了した薬局で調剤を受ける予定の患者に対しては、処 方内容(控え)が患者に交付されていないことがあることに留意 する。

- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容(控え)の 内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか 確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋 発行元医療機関への連絡を行う。
- ・調剤時に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定 器材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自 薬局において適切なコードが設定され次第、登録を行う。
- 4. 上記の対応については、厚生労働省・実施機関(社会保険診療報 酬支払基金・国民健康保険中央会)により適時モニタリングをした 上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことにつ いてご留意いただきたいこと。
- 5. 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け 総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただきたいこ と。また、別途厚生労働省から配布する<u>医薬品コード</u>等に関連する インシデント事例等を参考に防止対策を実施していただきたいこ と。

・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容(控え)の 内容の差異等を確認した場合には、自薬局での設定不備がないか 確認したうえで、自薬局の設定に問題がなかった場合は、処方箋 発行元医療機関への連絡を行う。

(新設)

- 4. 上記の対応については、厚生労働省・実施機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)により適時モニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことについてご留意いただきたいこと。
- 5. 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただきたいこと。また、別途厚生労働省から配布する<u>ダミーコード</u>等に関連するインシデント事例等を参考に<u>誤表示の</u>防止対策を実施していただきたいこと。